

平成22年度共生のまちづくり助成事業実施要綱

第1 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は宝くじ普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源とし、この要綱に定めるところにより、すべての人がいきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型社会を実現するための地方公共団体の取組みに対して助成を行うことにより、すべての人にやさしいまちづくりをいっそう推進するとともに、宝くじの普及広報事業を行うものとする。

第2 助成対象事業者

助成対象事業者は、下記のいずれかに該当し、すべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型社会を実現するためのモデル的な事業を実施する市（区）町村とする。

- （1）総務省の定める「地域活性化事業要綱」中「少子・高齢化対策事業」による事業計画（「共生のまち推進事業取扱要領」による事業計画を含む。）に基づく事業（但し、「大学・短期大学である看護師等の養成のための施設整備」は除く。）を実施している又は実施した市（区）町村であること。
- （2）平成11年度以降、（1）に定める事業と同様と認められる事業を地方単独事業として実施している又は実施した市（区）町村であること。

第3 助成対象事業

- 1 助成対象事業は、次の（1）～（3）すべての基準に適合するものとする。なお、参考までに例示すれば別表のとおりである。
 - （1）宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。
 - （2）第2の（1）及び（2）に掲げる事業と相まって事業効果を一層高めることが期待できる事業であること。
 - （3）すべての人がいきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型社会を実現するためのモデル的な事業であること。
- 2 総務省が実施する「地域活性化事業要綱」に基づく「少子・高齢化対策事業」の対象になりうる事業については、本事業の助成の対象とならないものとする。
- 3 本事業の趣旨から著しく逸脱しているもの（テレビゲーム・カラオケ機器など娯楽性の高い備品の購入や営利事業を目的とした備品等）や起債事業及び補助事業の一部に助成金を充当するものについては助成の対象としないので、十分留意すること。
- 4 市（区）町村が実施する単年度事業のみ助成対象とする。

第4 助成金

- 1 助成金は、1団体につき1,000万円を限度とする。ただし、施設等の整備を含まない場合には、1団体につき500万円を限度とする。
- 2 助成率は、助成の対象となる経費の100%以内とする。ただし、用地取得に要する経費は、助成の対象としない。
- 3 助成金は10万円単位とする。

第5 宝くじの普及広報

助成対象事業者は、助成の対象となった事業が、宝くじ普及広報事業費によるものであることにかんがみ、当該施設又は設備・備品若しくはイベント等ソフト事業で使用する看板・横断幕・ポスター・チラシ等に当センターで定める「表示に関する基本デザイン」(「別紙 - 表示に関する基本デザインについて」参照)を用いた表示を行うほか、市(区)町村の広報誌を通じて「宝くじの助成金で整備した」旨の広報に努めるものとする。

第6 助成の申請手続

- 1 市(区)町村長は、助成申請書(別記様式第1号)を都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、申請のあった市(区)町村のうち、本事業の趣旨にかんがみ最も事業効果が期待できる団体(1ないし2)を選抜の上、「共生のまちづくり助成事業調書」(別紙様式第2号及び第2号の2)を付して理事長に提出するものとする。

第7 助成の決定等

- 1 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
- 2 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを市(区)町村長に通知するものとする。
- 3 市(区)町村長は、助成を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して理事長に変更申請書(別記様式第4号)を提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 3により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを市(区)町村長に通知するものとする。

第8 助成金の交付

- 1 市(区)町村長は、助成対象事業が完了し、助成金の交付を受けようとする場合は、助成事業実績報告書(別記様式第3号)を、都道府県知事を経由して平成23年3月末日までに理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、助成事業実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を市(区)町村長に交付する。

(別表)

参 考 例

区 分	事 業 内 容
1.ハード事業	<p>ユニバーサルデザインに配慮した設備整備のうち以下のようなもの</p> <ul style="list-style-type: none">・移動入浴車、障害者の外出を促進するためのリフト付き車両等の整備・障害者・高齢者の利用に配慮した、情報通信機システム（視覚障害者用パソコン等）の整備・「タウンモビリティ」のための歩行補助車の整備・「少子・高齢化対策事業」で整備した施設内において住民の利用に供する備品の整備
2.ソフト事業	<ul style="list-style-type: none">・子育て相談の実施・少子化問題キャンペーン等の普及啓発・子育て支援情報システム等の整備・子育てサポーターの育成、子育てサークルの構築・子育て支援センターと公立幼稚園・保育園の連携・交流の場の創設・高齢者の生きがいづくり事業・障害者・高齢者と子供のふれあい事業・地域福祉のコーディネーター設置

表示に関する基本デザインについて

1. 共生のまちづくり助成事業における宝くじ普及広報
 - (1) 当センターでは平成13年度より、宝くじの普及広報のためのデザイン「表示に関する基本デザイン」を定めております。
 - (2) 「共生のまちづくり助成事業」の実施にあたっては、普及広報の手段として本デザインを用いることとします。
 - (3) 詳細については「表示に関する基本デザインマニュアル」を助成決定時に送付します。(当センターの他の宝くじ助成事業で使用しているものと同一です)
2. 表示に関する基本デザイン
 - (1) 次のようなマークを使用します。



- (2) ハード事業においては助成を受けた施設又は設備・備品に(1)のデザインをはっきりと表示することで普及広報を行ってください。
- (3) 表示方法はペイント・印刷・プレート等、消えにくく、広報効果の高い方法を行ってください。
- (4) ソフト事業においては、(1)のデザインを事業で使用する看板・横断幕・ポスター・チラシ等にはっきりと表示することで普及広報を行ってください。

3. 宝くじ表示費用について

当事業は宝くじの普及広報事業なので「表示に関する基本デザイン」の表示にかかる費用を総事業費に含めて申請してください。なお、表示にかかる費用は助成対象とします。

4. 広報誌への掲載方法について

広報誌に当該事業が宝くじの助成を受けた旨の記事を掲載するにあたっては、次の例のような内容で、事業内容の紹介とともに、必ず「宝くじの助成を受けた」点を明記してください。

例1) この事業は宝くじの助成を受けて実施しました。

例2) この事業は宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源として実施した「共生のまちづくり助成事業」の助成金により実施しました。

(別記様式第1号)

第 号
平成 年 月 日

財団法人 自治総合センター宛

都道府県名
市(区)町村長 印

共生のまちづくり助成事業助成申請書

下記のとおり標記に関する事業を行いたいので、助成されるよう申請します。

記

1. 助成対象事業名

2. 助成申請額

事業費総額 (A)	特定充当財源 (B)	助成申請額 (A-B)
円	円	円

3. 助成を必要とする理由

4. 助成申請事業の実施計画

(1) 事業計画の内容

事業内容	金額 (千円)
ハード事業 (事業の種類、規模、数量、単価等)	
ソフト事業 (経費の内訳)	
合計	

(2) 宝くじの普及広報の仕方

ソフト事業の場合、特に明確に記すこと

広報紙等の媒体名	掲載時期

(掲載は原則事業完了時と同時期としてください。)

備品名	表示の仕方

印刷物名	表示の仕方

(3) 事業の実施予定及び完了予定時期等

実施予定 平成 年 月 日

完了予定 平成 年 月 日

5. 連絡責任者

所 属	部 課(室) 係
職・氏名	
電話番号	
F A X	
e-mail	

6. 添付資料

事業計画に関する図面(プラン)、見積書、カタログ及びその他の参考資料等

(別記様式第2号)

第 年 月 日
平成 年 月 日

財団法人 自治総合センター宛

都道府県知事

印

共生のまちづくり助成事業助成申請書の送付について

管内市(区)町村の助成申請書を別紙のとおり送付します。
助成申請に対する意見は次のとおりです。

優先順位	市(区)町村	意見
1		
2		

連絡責任者

所 属	
職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
e-mail	

(別記様式第2号の2)

共生のまちづくり助成事業調書

都道府県名		担当部課		担当者名	
助成推薦市(区)町村名					

助成対象事業名		ハード事業・ソフト事業			
総事業費	千円	助成申請額	千円	事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業概要					
少子・高齢化対策事業、共生のまち推進事業、またはこれらと同様と認められる事業との関係 ----- 実施事業名((年度~年度)) ・実施事業との関係 ----- 実施事業の概要					
宝くじ普及広報の方法(広報誌への掲載予定、表示の方法等)					
事業費内訳・財源内訳				助成希望市(区)町村の状況	
事業費内訳	事業内容	数量	単価	金額	人口
				千円	高齢者人口比率
					標準財政規模
					財政力指数
					経常収支比率
					実質公債比率
					都道府県の意見
	合計				
財源内訳	助成申請額				
	一般財源				
	その他特定充当財源				
	合計				

(注)・「ハード事業・ソフト事業」の欄には、(別表)参考例に示した事業例に掲げる事業を参考にして該当する項目にすべてを付すること。

・「助成希望市(区)町村の状況」の欄には、平成17年度国勢調査及び平成20年度決算による数値を記入し、「高齢者人口比率」の欄には(65歳以上人口)/(人口総数)×100を記入すること。

(別記様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

財団法人自治総合センター宛

都道府県名
市(区)町村長 印

共生のまちづくり助成事業実績報告書

平成 年 月 日付で助成の決定を受けた事業(助成決定額 円)については、平成 年 月 日に事業を完了しましたので、その実施状況等について下記の通り報告します。

記

1. 事業の実施状況

(事業規模・構造・数量・時期などについて記入。また、備品整備の場合は保管場所・管理責任者等を定めた管理規程を添付すること)

2. 事業費支出状況(事業費内訳、財源内訳など)

3. 助成金の振込先（市（区）町村の指定金融機関）

金融機関名	_____銀行_____支店		
	銀行コード	支店コード	
ふりがな	_____		
口座名	_____		
預金種類	_____預金	口座番号	_____

（備考）

振込先が不正確ですと送金できない場合があります。

特に「預金種別」、口座名の「ふりがな」に間違いが散見されますので、
ご留意下さい。

4. 添付資料

- (1) この助成金の収支に関する歳入歳出予算書のうち、助成対象事業が把握できる部分（原本証明要）。
- (2) 助成対象事業にかかる領収書の写し
- (3) 助成金の対象となったものの完成写真
事業の完了及び「表示に関する基本デザイン」の表示がなされていることが確認できるもの（「第5 宝くじの普及広報」参照。
ソフト事業の場合は、イベント等の開催の様子、現地での普及広報活動の様子（看板等）を撮影したもの。
- (4) ハード事業の場合は、助成対象施設又は設備に関する管理運営規程。
- (5) ソフト事業の場合は、当該事業のポスター・チラシ等の現物。
- (6) 助成対象事業が掲載された市（区）町村広報誌

(別記様式第4号)

平成 第 年 月 日

財団法人 自治総合センター宛

都道府県 市(区)町村長 印

共生のまちづくり助成事業 変更申請書

平成 年 月 日付で助成の決定を受けた事業について下記のとおり変更致したく、承認願います。

記

1. 当初決定内容

市町村名	実施団体名	決定額(千円)	事業内容

2. 変更事項

変更事項	変更前	変更後

3. 変更理由